

## 都市計画提案制度手続基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第21条の2の規定に基づく、三重県に対する都市計画の決定又は変更の提案（以下、「計画提案」という。）に係る手続に関し運用の基本的考え方を示し、円滑な事務処理に資することを目的とする。

### (事前相談等)

第2条 計画提案を行おうとする者（以下「計画提案者」という。）は、手続を円滑に進めるために、事前に県に対して相談することができる。

2 県は、前項による事前相談があったときは、当該計画提案に係る都市計画の素案の内容、計画提案の手続き等について必要に応じ、助言を行うものとする。

3 前項の規定に基づく助言に必要なときは、県は計画提案者に対して、資料の提出を求めることができる。

4 県は、必要に応じて、当該計画提案に係る都市計画の素案の内容、計画提案の手続き等について、計画提案者の協力の下、関係市町及び関係行政機関等と事前調整を行う。

5 計画提案者は、当該計画提案に係る都市計画の素案の内容等について、当該計画提案に係る都市計画の素案の対象となる土地の区域（以下「計画提案区域」という。）の土地所有者等及び周辺住民等に対し十分な説明を行うとともに、理解を得るよう努めなければならない。

### (提出書類)

第3条 計画提案者は、計画提案を行おうとするときは、法21条の2及び都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第13条の4の規定により、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 提案書（第1号様式）
- (2) 都市計画の素案
- (3) 土地所有者一覧（第2号様式）
- (4) 同意書（第3号様式）
- (5) 提案資格を有することを証する書類

2 前項に定めるもののほか、県が第7条の規定による判断を行うため、計画提案者は次の資料を提出するように努めるものとする。

- (1) 周辺環境等への影響の検討に関する資料
- (2) 当該計画提案に係る計画提案区域内の土地所有者等及び周辺住民等に対する説明に関する資料

3 前2項に定めるもののほか、計画提案者は次の各号に掲げる事項を記載した書面を提

出することができる。

(1) 当該事業の着手予定時期

(2) 計画提案に係る都市計画の決定又は変更を希望する期限

4 前3項に定める書類等について、計画提案者は関係市町の数に応じた書類等の写しを提出しなければならない。

(土地所有者の同意)

第4条 法第21条の2第3項第2号に規定する「土地所有者等の3分の2以上の同意」を得ているか否かの判断は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

(1) 土地所有者等の同意については、計画提案区域内の土地に所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のために設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権」という。）を有する者を権利者とし、同意した権利者の数が、権利者の総人数の3分の2以上であること。

ただし、一筆の土地について複数の名義人がある場合は、それぞれの名義人の共有持分に応じた数を当該土地の権利者の数とする。

(2) 地積については、同意した権利者が所有する計画提案区域内の土地の地積と同意した権利者が有する借地権の目的となっているその区域内の土地の地積の合計が、計画提案区域内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の3分の2以上であること。

ただし、一筆の土地について複数の名義人がある場合は、それぞれの名義人の共有持分に応じた地積を当該権利者の地積とする。

(計画提案の受理)

第5条 県は、第3条に規定する書類の提出があったときは、法第21条の2の規定に基づく計画提案に係る要件に明らかに適合していない場合を除き、計画提案を受理するものとする。

2 県は、必要に応じ、受理前に記載内容の補正を計画提案者に求めることができる。

3 県は、第1項の規定により計画提案を受理したときは、提案者にその旨を通知するものとする。

(関係市町の意見聴取)

第6条 県は、前条の規定に基づき計画提案を受理したときは、関係市町に対して、速やかに当該計画提案に係る提出書類の写しを送付し、期限を付して意見を聴かなければならない。

(判断及び判断基準)

第7条 県は、計画提案を踏まえ、都市計画の決定又は変更をする必要があるかどうかの

判断を、次の基準に照らして総合的に判断するものとする。

- (1) 前条の規定により聴取した関係市町の意見
- (2) 都市計画法第13条その他法令の規定に基づく都市計画に関する基準への適合
- (3) 県及び関係市町のまちづくりに関する方針への適合
- (4) 周辺環境への影響に対する配慮
- (5) 地権者及び周辺住民等への十分な説明及び理解の獲得

(取り下げ)

第8条 計画提案者は、事情により計画提案を取り下げるときは、取下書（第4号様式）を提出するものとする。

(都市計画審議会の意見聴取)

第9条 県は、第7条の規定に基づき、計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更が必要であると判断したときは、都市計画の案を作成し、法に基づき都市計画の決定又は変更の進めるものとする。

2 県は、第7条の規定に基づき、計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更をする必要がないと判断したときには、法第21条の5第2項の規定に基づき都市計画審議会の意見を聴くものとする。

(提案者に対する通知)

第10条 県は、計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更が必要であると判断し、都市計画の案を作成したときは、計画提案者に通知するものとする。

2 前条第2項の意見聴取の結果を踏まえ、都市計画の決定又は変更をする必要がないと決定したときは、計画提案者に通知するものとする。

(情報公開)

第11条 県は、計画提案が行われたときは、当該計画提案の概要、当該計画提案に対する判断結果などについて、県のホームページに掲載するものとする。

(雑則)

第12条 この基準に定めるもののほか、計画提案に係る手続に関し必要な事項については別に定める。

附則

この要領は、平成18年9月1日から施行する。

附則

この基準は、平成20年9月10日から施行する。

附則

この基準は、令和3年3月17日から施行する。

第1号様式

提 案 書

年 月 日

三重県知事 あて

(提案者)

住所

氏名

(法人にあつてはその名称及び代表者氏名)

担当者氏名

電話番号 ( )

都市計画法第21条の2の規定に基づき、都市計画の決定(変更)について提案します。

第2号様式

土地所有者一覧

	氏名	土地または建物の所在地	権利種別	面積 (㎡)	同意状況
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

(注) 権利種別欄→所有権・借地権等を記入。  
同意状況欄→同意者に○印、それ以外の者に×印を付す。

【参考：同意状況確認】

同意者数(a)	総人数(b)	割合(a)÷(b)×100	同意面積(c)	総面積(d)	割合(c)÷(d)×100
人	人	%			

第3号様式

同 意 書

(提案者氏名) 様

都市計画法第21条の2の規定に基づく都市計画の決定(変更)の提案に関し、都市計画の素案に同意します。

年 月 日

所在地  
権利種別  
面積  
住所  
氏名

印

- 備考1 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。  
2 氏名の記載を自署以外で行う場合は、印鑑証明書を添付すること。

第4号様式

取 下 書

年 月 日

三重県知事 あて

(提案者)

住所

氏名

(法人にあつてはその名称及び代表者氏名)

担当者氏名

電話番号 ( )

年 月 日に提出した都市計画の決定(変更)についての提案を取り下げます。